

寄稿

# 福島県は今どうなっているの

## 震災関連死、子どもの避難者数、東電のADR和解案拒否…

伊藤 久雄 (会員、認定NPO法人まちぽっと理事)

復興庁が発行している冊子に「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2018年1月がある。その冊子に「福島県は今どうなっているの」と題した欄がある。そこに描かれたのは、私たちが認識する現状とのあまりにも大きな乖離であり、虚妄である。

### 福島県は今どうなっているの—政府の主張

震災当時の映像が印象に残っている方もおられるかもしれませんが、福島を取り巻く状況は大きく変わっています。

現在では、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、故郷に戻られる方も増えており、また、常磐自動車道や、JR常磐線のインフラの整備や、再生可能エネルギーをはじめとした新産業への取組など、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっています。福島県では、ほとんどの地域で震災前と変わらない生活を送っており、「新生ふくしま」の創造に向け挑戦を続けています。皆さんもぜひ福島県を訪れて現状を知っていただき、豊かな自然を楽しむとともに、県産品を手に取り、味わってください。(下線、筆者)

▽ ▽ ▽

そこで、震災関連死と子どもの避難者数からみた私たちが認識する福島の現状を報告したいと思う。

### 異常な浜通りの震災関連死

福島県災害対策本部が公表した被害状況速報(第1741報、2018年5月7日)に人的被害が直接死と関連死に分けて報告されている。表1のとおり、福島県における震災関連死は直接死を上回っており、しかもそれは浜通り地域に集中している。

少し詳しくみると、多くは大津波による死者だと思われる直接死は、相馬市、南相馬市、浪江町、新地町、いわき市に多いが、そのうち南相馬市の関連死はほぼ直接死と同数であり、浪江町の関連死は直接死の2.8倍にも上る。また、直接死より関連死の方が多いところは、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、の9町村にもなる。特に、川内村、葛尾村、飯館村は直接死がゼロだった自治体である。

表1 福島県の人的被害と震災関連死 単位:人

	直接死	関連死	死亡届等*	死者数計
福島県全体	1,605	2,227	224	4,056
浜通り地域	1,568	2,150	221	3,939
相馬市	439	28	19	486
南相馬市	525	507	111	1,143
広野町	2	44		46
楢葉町	11	138	2	151
富岡町	18	421	6	445
川内村		97		97
大熊町	12	122		134
双葉町	17	147	3	167
浪江町	151	419	31	601
葛尾村		39	1	40
新地町	100	9	10	119
飯館村		42	1	43
いわき市	293	137	37	467
浜通り地域以外	37	77	3	117

\*遺体が見つからないが死亡届の出ているもの。

このほかに、死亡届の出ない者が2名いる。

このようにみえてくると、関連死の原因の多くが原発被害と避難の長期化によるものと言って間違いない。異常な震災関連死の実態があるにも関わらず、「ほとんどの地域で震災前と変わらない生活を送っている」というのは、故意に無視してとしか思えない。

### 子どもの避難者の実態

次に子どもの避難者数である。これは福島県が、東日本大震災に係る18歳未満の子どもの避難者数をまとめたものである。なお、避難者数については、避難元市町村が把握している人数(住民票の移転の有無は問わない)の報告をもとに計上したものとされている。

表2をみると、子どもの避難者数は約1万8000人で、福島県の避難者数約4万6000人(2018年4月現在)の約4割を占める(統計時期が異なることに注意)。また、子どもが避難している市町村は福島県の59市町村の約7割近くに及び、福島市や郡山市、いわき市、須賀川市、二本松市、伊達市など、原発被害の避難指示区域外の自治体に多いのが特徴である。これは何を意味するものだろうか。

明らかなのは、避難指示区域外であっても放射能汚染被害を避けようとする親や子どもたちの強い意志である。このような子どもの避難実態をみ

ても、福島県による避難者への住宅提供打ち切りの理不尽さが問われるのである。また、福島県全体の避難者数の現状は、「ほとんどの地域で震災前と変わらない生活を送っている」という政府の詭弁を明確に示しているのだ。

## 東電の「ADR」和解案拒否

この2カ月ほどの間に、ADR（裁判外紛争解決手続き）に関する仲裁打ち切りと東電による和解案拒否が注目された。1つは、浪江町民約1万5000人が精神的損害賠償の増額などを申し立てた国の裁判外ADRで、原子力損害賠償解決センターが4月5日までに仲介手続の打ち切りを決定したことである。それは、東電が和解案を6回にわたって拒否したからである。もう1つは、飯舘村の住民約300人が、東電に慰謝料の増額を求めたADRで、東電が原子力損害賠償紛争解決センターに示した和解案を拒否すると最終回答をしたことである。

「浪江ADR」打ち切りについて論評した『政経東北』（5月号、浪江ADR打ち切りで露呈した3つの問題点）の中で、「被災者救済」「完全賠償」への課題として3点指摘している。

1つ目は、東電の不誠実な対応だ。東電は総合特別事業計画の中で「和解仲介案の尊重」を含む「3つの誓い」を掲げている。東電は同計画の実践を根拠に、国から資金援助を受けているにも関わらず、実際は相反する対応に終始している。つまりは、ウソをついて国から資金を引き出しているのと同じで、詐欺行為に等しい。

2つ目は、紛争解決センターの存在意義。同センターは紛争の迅速な解決のための組織である。にもかかわらず、解決を長引かせた揚げ句、「打ち切り」では存在意義がない。もちろん、そうさせたのは東電の不誠実な対応が背景にあるわけだが、

ある程度、拘束力のある形にしなければならなかったのではないか。

3つ目は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が実態にそぐわなくなっていること。東電は中間指針のみを拠り所とし、中間指針にないものは賠償しないといった対応をしてきた。別な事例に目を向けると、最近、原告（被害者）にとって必ずしも納得のいく内容とは言えないまでも、中間指針の基準を超える賠償が認められるケースが多い。わざわざ時間や労力を割いて訴訟をしなくても、適切な賠償が受けられるよう、中間指針を改定しなければならぬ時期に来ているということだ。

適切な論評である。

## ADRの機能不全は政治の機能不全

報道によれば、「浪江町と町を支援する弁護団は5月26日、問題の経過を報告する町民説明会を福島市内で初めて開いた。町は、和解案を再三拒否した東電の姿勢を批判した上で、「原発ADRが機能不全に陥っている」と指摘。弁護団は町民の意向調査後、早ければ今秋にも集団提訴する意向を示した」とされる（毎日新聞、5月26日配信）。同様に、飯舘村住民の弁護士も「今後民事訴訟となる可能性がある」と述べたとされる（5月23日、東京新聞夕刊）。

原子力損害賠償解決センターは、ADRについて、自身のホームページで次のように呼びかけている。

○直接の交渉で示された賠償金額では納得できない場合

○直接の交渉で被害を申し出たが賠償されない場合

○裁判よりも簡易・迅速な手続で賠償を実現したいと考えるときなど…原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）をご利用ください。中立・公正な国の機関が仲介します。裁判よりも手続が簡便で、ご本人様お一人でも申立てができます。

▽ ▽ ▽

しかし、ADRは機能不全に陥っている。結局、裁判に訴えるしか、事態を打開できないとしたら、それは政治が機能不全に陥っているということでもある。「政経東北」の指摘する課題の実現は、安倍政権では不可能なのだ。改めて言うまでもなく、安倍政権の不毛は、モリ・カケだけではない。

表2 子どもの避難者数(市町村が把握している人数)

(2017年10月1日現在)

単位:人

避難者総数	県内		県外
	避難元内	避難元外	
18,054	2,394	7,686	7,974

※避難者が1,000人以上  
500人以上、1,000人未満  
100人以上、500人未満

福島市、郡山市  
いわき市、南相馬市、  
大熊町、浪江町  
須賀川市、二本松市  
伊達市、楡葉町、富岡町  
双葉町

※子どもの避難者がいる市町村 40  
子どもの避難者のいない市町村 19